

第4期芦屋町障害者計画

令和6年度計画表

評価	事業数	%
◎	-	-
○	-	-
△	-	-
—	-	-
合計	-	-

凡例
「評価」の区分

- ◎ : 計画の目標を達成した
- : 概ね計画を達成した
- △ : 計画どおりに実施できなかった
- : 本年度は該当施策はなかった

芦屋町障害者計画【R6】計画表

◆基本方針1:障がいへの理解を深め、地域で障がいのある人の暮らしを守る社会

1-1:差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

基本方針	施策	施策の内容	所管課 (係)	R6計画
(1) 差別の解消 (障がいへの理解の推進)	広報・啓発の充実	障がいのある人に対する理解を広めるため、広報等による啓発を行います。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・12月3日～9日までの障害者週間にあわせ、広報あしやにて、障がい者への理解等を働きかける記事を掲載する。 ・人権まつりで、障がいの理解促進を図るための啓発を行う。 ・ヘルプカードの窓口での配布、ヘルプマークについての周知を行う。
	習障機が会いのへの提の供学	人権まつりでの障がい者団体による催しを通じて、障がいへの理解促進を図るための啓発を行います。	生社会 涯学 教育 課係	<ul style="list-style-type: none"> ・12月4日～10日の人権週間にあわせて、第26回芦屋町人権まつりを開催し、障がい者への理解を深める機会の提供に努める。
	法障害に基づく町解消 例の周知	「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」について、広報等による周知を行い、差別の解消を推進します。	障生活 が支 い援 者係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・広報及び町ホームページに「障害者差別解消法」及び「芦屋町障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を掲載し、合理的配慮について周知する。
(2) 権利擁護の推進	成年後見制度の周知・利用促進	成年後見制度が住民にとって身近な制度となるよう、芦屋町成年後見制度利用促進計画に基づき、制度の周知を行います。	高 齢 者 支 援 係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・中核機関と協力しながら、住民からの相談に適切に対応する。 ・成年後見制度が住民にとって身近な制度となるよう、町のホームページや広報あしや等を通じた啓発を行う。 ・郡内3町及び中核機関と連携し、制度啓発のための講演会を開催する。
		成年後見制度利用の相談に応じるとともに、養護者がいない場合等の成年後見制度の利用支援を行います。	高 齢 者 支 援 係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業を実施して、申立人のなり手がいない人や、後見人等に報酬を支払う金銭的余裕がない人など、制度利用に困難を抱えている人を支援する。
(3) 虐待の防止	障がい者虐待の防止	障がい者虐待について広報紙や町のホームページに掲載し、広報・啓発活動により、虐待の防止を図ります。	障生活 が支 い援 者係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・12月3日～9日の障害者週間に合わせ、障がい者虐待について広報紙や町ホームページに掲載する。 ・障がい者虐待防止のポスターやチラシを掲示する。
		障がい者虐待を疑われる事案の相談や通報に応じ、関係機関と連携して障がい者虐待の早期対応を図ります。	障生活 が支 い援 者係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待に的確な対応できるよう研修会等に参加し、職員の資質向上を図る。

芦屋町障害者計画【R6】計画表

◆基本方針1:障がいへの理解を深め、地域で障がいのある人の暮らしを守る社会

1-2:合理的配慮の提供

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R6計画
(1) 行政等における合理的配慮の推進	行政における合理的配慮の推進	職員研修により職員の差別解消法や合理的配慮に対する理解を深めます。	障がい者生活支援係 福祉課	・差別解消法や合理的配慮に関する職員研修会を実施する。(研修会は2年に1回)
		窓口に筆談用のコミュニケーションボードや助聴器、庁内に手話奉仕員を設置し、必要時に合理的な配慮の提供を行います。	障がい者生活支援係 福祉課	・窓口に筆談用のコミュニケーションボードを設置し、視覚的に情報が入手できるよう対応する。また、障がいのある人や高齢者に合理的な配慮の提供を行うため、窓口に助聴器や補聴器等を設置する。
		配慮を必要としている障がいのある人が、周囲に配慮してほしいことを伝えるヘルプカードやヘルプマークの周知・配布を継続して行います。	障がい者生活支援係 福祉課	・ヘルプカードやヘルプマークを広報やポスター掲示により周知する。 ・ヘルプカードやヘルプマークを窓口で配布する。
	事業者等への理解の合理的	商工会と連携し、事業者へ「障害者差別解消法」及び「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を周知し、合理的配慮を促します。	障がい者生活支援係 福祉課	・令和6年4月1日から事業者による障がいのある人に対する合理的配慮が義務化(障害者差別解消法)されたことに伴い、民間事業者に周知を図るため、商工会報に掲載依頼を行う。

芦屋町障害者計画【R6】計画表

◆基本方針2:障がいのある人の自立生活を支えるサービスが適切に受けられる社会

2-1:自立した生活に向けた支援の推進

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R6計画
(1) 相談支援体制の充実・強化	相談窓口の充実	相談支援事業所による一般相談窓口の設置を継続し、相談対応の充実を図ります。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 一般相談窓口(委託)を継続して設置する。 「みどり園」 「まつかぜ荘」 相談や障がい福祉サービスの利用、社会資源の利用等について、窓口で情報提供等を行う。
		障がいのある人が必要な制度や福祉サービスを的確に知ることができるよう、相談窓口の周知を図ります。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 相談受付時に、相談支援事業所の案内を行う。 相談窓口について、福祉のしおり、町ホームページ等により継続して周知を図る。
	地域での相談活動	障がい者相談員が障がいのある人の地域の相談窓口となり、福祉サービスや手続き方法等の紹介を行うほか、関係機関との連携を図ります。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者相談員2名、知的障がい者相談員1名を設置し、障がいのある人の相談に対応する。 相談員の資質向上を図るために相談員研修会への参加を促す。 障がい者手帳新規取得者や交付時に障がい者相談の窓口について説明し周知する。 町ホームページに、身体・知的障がい者相談員について掲載し、周知する。
		民生委員・児童委員が障がいのある人の地域の相談窓口となり、福祉サービスや手続き方法等の紹介を行うほか、行政機関へつなぐ等の対応を行います。また、福祉サービスについて把握できるよう研修等でスキルアップを図ります。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 地域での相談活動に従事する民生委員と連携を図り必要な福祉サービスや支援等へつなぐ。 障がい福祉サービス等について、民生委員・児童委員に身体・精神障がい者福祉のしおりを配布し説明を行う。 民生委員・児童委員へ必要に応じ各種研修会の案内を行う。
(2) 福祉サービスの充実	福祉制度の周知	法や制度の改正に合わせ、町のホームページや福祉サービスガイド、福祉のしおりの内容を更新し、周知します。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 町ホームページやサービスガイド等で福祉サービスについて継続して周知する。 法や制度の改正に合わせ、町ホームページやサービスガイド、福祉のしおりの内容を更新する。
	相談員による意思決定支援	障がいのある人(児童)に適した福祉サービスが受けられるよう、相談支援専門員や事業所と連携を継続し、計画相談等の利用を促進します。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児のセルフプランを計画相談へ移行するよう、障がい福祉サービスの更新時に案内する。 障がい者(児)に適した福祉サービスが受けられるよう、相談支援専門員や事業所と連携を継続し、計画相談等の利用を促進する。

芦屋町障害者計画【R6】計画表

◆基本方針2:障がいのある人の自立生活を支えるサービスが適切に受けられる社会

2-1:自立した生活に向けた支援の推進

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R6計画
(2) 福祉サービスの充実	障害福祉サービスの充実	障害者総合支援法・児童福祉法に基づき、障がいのある人の自立支援のため、居宅介護や生活介護等の介護給付、共同生活援助、就労支援等の訓練給付、障がい児通所支援等を必要とする障がいのある人(児童)へサービスを提供します。	生障 福活が 祉支い 課援者 係・	・障がいのある人の自立支援のため、居宅介護や生活介護等の介護給付、共同生活援助、就労支援等の訓練給付、障がい児通所支援等を必要とする障がいのある人(児)へ障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービスの提供を行う。 ・地域生活支援拠点等において、研修会、施設見学、事例検討会等を開催し、事業所間の情報共有や意見交換の場を提供する。
		放課後等デイサービス「芦屋すてっぷくらぶ」を運営し、障がいのある児童へ日中過ごす場所を提供します。	生障 福活が 祉支い 課援者 係・	・放課後等デイサービスにより、障がい児へ日中過ごす場所を提供する。 ・チラシの配布や広報紙への掲載等を行い、周知を図る。
		精神障がいのある人が、地域で安心して暮らすことができるよう、中間市・遠賀郡圏域の保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を行います。	障 が い 者 ・ 福 祉 課 ・ 生 活 支 援 係	・宗像・遠賀保健福祉環境事務所と一市四町(中間市・遠賀郡)で引き続き協議を行い、システム構築に向けた圏域での取組についての方向性を検討する。
	町のサービスによる生活支援	町の生活支援サービスの情報提供を行い、障がいのある人等の在宅生活を支援します。 【事業名】 ・高齢者等配食サービス事業 ・寝具洗濯サービス事業 ・緊急通報システム事業 ・救急医療情報キット給付事業 ・身体障がい者自動車改造費助成事業 ・福祉タクシー料金補助事業 ・重度心身障がい者介護用品給付サービス事業	高 齢 者 支 援 係 福 祉 課	・サービスの利用を必要とする人に対し、情報が確実に届くよう、民生委員や介護支援専門員など、本人の身近な人を通じた情報提供を行う。 ・福祉サービスガイド(冊子)を転入手続時等に配布することで、サービスの内容を分かりやすく住民に知らせる。
				障 が い 者 ・ 高 齢 者 支 援 係 福 祉 課 ・ 生 活 支 援 係

芦屋町障害者計画【R6】計画表

◆基本方針2:障がいのある人の自立生活を支えるサービスが適切に受けられる社会

2-2:保健事業の推進

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R6計画
(1) 保健サービスの充実	健康相談の充実	妊婦健診、乳幼児健診の受診を勧奨し、早期支援が必要な母子に対して医療機関と連携し継続的な支援を行います。	健康・こども課	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な妊婦健診の受診の必要性を周知し、確実に受診するよう対象者に確勸奨を実施する。 乳幼児健診の受診の必要性を周知し、子どもの発達を巡る課題の早期発見に努め、状況に応じて医療機関やほほえみ相談など必要な支援につなげる。
	母子健康教育の充実	ハイリスク妊婦に対して支援プランを作成し、個別ニーズに応じた情報提供や相談支援を行います。	健康・こども課	<ul style="list-style-type: none"> 特定妊婦等に対しては、必要時サポートプランを作成し、実施・評価を行う。また、妊婦の個別ニーズに応じた情報提供や相談支援を継続する。
		両親学級、すくすく広場、日曜日開所に伴う栄養講話等を実施し、母子健康教育の充実を図ります。	健康・こども課	<ul style="list-style-type: none"> 両親学級(3回/年)、すくすく広場(栄養講話)を継続して行い、母子健康教育の充実を図る。 子育て支援センターの日曜日開所に伴う栄養講話、実習については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止することとしているが、再開にむけて調整を行う。
	その療養的家族ケアへの見直し	医療的ケアを必要とする重症心身障がいのある児童については、在宅で安心して保健・医療・福祉のサービスが受けられるよう支援します。	健康・こども課	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関と連携し、医療的ケア児の把握に努め、健診や訪問等を通じ、きめ細かな相談支援を実施し、必要なサービスの情報提供を行う。
		看護する家族の負担を軽減する支援(レスパイトケア)を推進します。	生障福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療的ケア児日常生活支援事業を活用し、支援を行う。

芦屋町障害者計画【R6】計画表

◆基本方針2:障がいのある人の自立生活を支えるサービスが適切に受けられる社会

2-3:情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R6計画
(1) 障がいのある人に配慮した情報提供等の充実	情報提供の充実	広報あしやの音声での提供等により、視覚障がいのある人等の情報取得を支援します。	シ ン テ イ ブ ロ モ ー シ ヨ ン 係 障 が い 者 ・ 企 画 策 課 福 祉 課 生 活 支 援 係	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者等に向けて広報あしやを音声で提供する。 ・広報あしやの音声データを提供していることについて、町のホームページと広報あしやで周知する。 ・ウェブアクセシビリティに対応したホームページを作成するために、職員研修を実施する。また、各課へホームページ掲載記事の内容の点検や改善を促す。 ・情報通信技術の活用により、視覚障がいのある人が必要とする情報を等しく取得できるよう、ユニボイスの導入について検討する。
		聴覚障がいのある人等の情報取得を支援する機器の貸出を行います。	障 生 福 が 活 祉 課 支 援 係	<ul style="list-style-type: none"> ・点字テプラ、聴覚障がい者用ポータブルレコーダーの貸出を継続する。
(2) 障がいのある人の意思疎通支援の充実	意思疎通支援者の確保・養成	中間市・遠賀郡合同で手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を養成します。	障 生 福 が 活 祉 課 支 援 係	<ul style="list-style-type: none"> ・中間市・遠賀郡四町合同で、手話奉仕員養成講座(入門課程)を開催し、手話奉仕員を養成する。 期間:令和6年6月26日～令和7年3月31日(全23回) 場所:水巻町 ・手話奉仕員養成講座について広報紙に掲載し、周知を図る。
	意思疎通支援	庁内に手話奉仕員を設置し、聴覚障がいのある人の手続き等が円滑に進むよう支援します。	障 生 福 が 活 祉 課 支 援 係	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内に手話奉仕員を配置する(1名)。
		聴覚障がいのある人のコミュニケーションを手助けする助聴器やコミュニケーションボード等を窓口を設置します。	障 生 福 が 活 祉 課 支 援 係	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの状況に合わせ、助聴器や補聴器、コミュニケーションボードを活用し、対応する。
		手話通訳者派遣事業を継続し、聴覚障がいのある人の日常生活での自立を支援します。	障 生 福 が 活 祉 課 支 援 係	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者派遣事業を継続し、聴覚障害のある人の日常生活での自立を支援する。 ・手話通訳者派遣が円滑になされるよう、手話通訳者派遣事業利用登録者の情報を手話通訳者と共有する。

芦屋町障害者計画【R6】計画表

◆基本方針3:障がいのある人が地域とつながり、活躍できる社会

3-1:雇用・就業の支援

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R6計画
(1)雇用の場の拡大	障がい者雇用の促進	民間事業所等に対し、障がい者雇用に関する制度の周知を行い、障がい者雇用の促進を図ります。	産商 業工 観観 光光 課係	・ハローワーク等と連携し、引き続き広報やホームページで障がい者雇用等の情報を掲載し周知する。 ・事業者への周知については、国及び県のチラシ等を活用し実施する。
		障害者優先調達法に基づく物品等の調達方針により調達目標を定め、障がい者就労施設等からの物品調達を行います。	生障 福活 が 社支 い 課援 者 係・	・障害者優先調達法に基づく物品等の調達を継続して行う。 ・物品等の調達方針及び実績をホームページで公表する。
		「障がい者活躍推進計画」に基づき、行政内において障がいのある人の雇用者数を確保します。	総人 務事 課係	・「障がい者活躍推進計画」に基づき、今後も障がい者の実雇用率が法定雇用率2.5%以上となるように雇用者数を維持していく(障害者雇用促進法)。
(2)総合的な就労支援	職業リハビリテーションの推進	一般就労が困難な障がいのある人に対し、相談支援専門員との連携により、障害者就労・生活支援センターや障害福祉サービス(就労移行支援事業所・就労継続支援A・B型の事業所)の利用機会を提供し、就労に向けた支援をします。	生障 福活 が 社支 い 課援 者 係・	・障害者就労・生活支援センターや障害福祉サービス(就労移行支援事業所・就労継続支援A・B型の事業所)の利用を案内し、多様な就労の機会を提供できるよう支援を行う。
		広報紙で職業訓練生の募集等、就労に関する情報を提供し、就労を支援します。	産商 業工 観観 光光 課係	・職業訓練生の募集等、就労に関する情報を継続して窓口での掲示や町のホームページ、広報あしやで周知する。
		就労を希望する障がいのある人に対し、障害福祉サービス等により就労の機会を提供し、一般就労に向けた支援を行います。	生障 福活 が 社支 い 課援 者 係・	・利用希望者の状況を把握し、その時に適したサービスの提供ができるよう支援する。 ・就労に関する会議等に参加し、障がい者就労・生活支援センター等の関係機関と様々な情報を共有することで、就労支援に繋げる。

芦屋町障害者計画【R6】計画表

◆基本方針3:障がいのある人が地域とつながり、活躍できる社会

3-2:社会活動の促進

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R6計画
(1) 交流活動の促進	レクリエーション活動の充実	障がい者レクスポ大会等のレクリエーション活動を通じて、障がいのある人の社会参加、地域との交流を図ります。	生 社 涯 会 学 教 育 課 係	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者レクスポ大会を開催する。また、開催に当たって、関係団体と日程等の調整を行う。 広報あしや及び町のホームページで障がい者レクスポ大会の周知を行う。
	パラスポーツの推進	「パラスポーツ」を普及させることで障がいに対する住民理解、障がいのある人の社会参加と健康増進を図ります。	生 社 涯 会 学 教 育 課 係	<ul style="list-style-type: none"> 既存事業への「パラスポーツ」の導入を図る。 「パラスポーツ」を普及する機会を検討する。
(2) 各種団体の支援	ボランティアの育成	中間市・遠賀郡合同で手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を養成します。	生 障 福 活 が 社 支 い 課 援 者 係	<ul style="list-style-type: none"> 中間市・遠賀郡四町合同で、手話奉仕員養成講座(入門課程)を開催し、手話奉仕員を養成する。 期間:令和6年6月26日～令和7年3月31日(全23回) 場所:水巻町 手話奉仕員養成講座について広報紙に掲載し、周知する。
	障がい者団体等の活動支援	障がい者団体等の活動の推進のため、団体の広報活動や団体間の連携を支援します。	生 障 福 活 が 社 支 い 課 援 者 係	<ul style="list-style-type: none"> 要請に応じ、町のホームページや広報あしやで障がい者団体の活動等について周知する。 周知する際に活動の内容が把握しやすいように、文字だけでなく実際の活動状況の写真も一緒に掲載する。
		障がい者団体等が行う事業について芦屋町障がい者等自発的活動支援事業に基づき助成を行い、団体活動を支援します。	生 障 福 活 が 社 支 い 課 援 者 係	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋町障がい者等自発的活動支援事業について広報紙や町ホームページで周知する。
	障がい者団体の連携支援	町内の障がい者団体との情報共有を行い、団体間の連携を促進します。	生 障 福 活 が 社 支 い 課 援 者 係	<ul style="list-style-type: none"> 町内の障がい者団体の活動内容について、広報紙や町ホームページに掲載し、周知する。

芦屋町障害者計画【R6】計画表

◆基本方針4:適切な教育・療育を受けられる社会

4-1:教育の振興

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R6計画
福祉(1)の充実	特別支援教育の充実	小・中学校において障がいについて学ぶ機会を設け、児童・生徒の障がいへの理解を深めます。	学校教育課	・各学校における特別支援学級や通級指導教室の啓発を継続し児童・生徒や保護者への理解を深める。
教育相談(2)の充実	教育相談の充実	発達や成長が気になる子ども及びその保護者を対象に、小児科医師や臨床心理士等が面談を行い、指導や助言を行う教育相談を実施します。	学校教育課	・発達や成長が気になる子ども及びその保護者を対象に、小児科医師や臨床心理士等が面談を行い、指導や助言を行う教育相談を実施する。(8月予定) ・保育園、幼稚園を対象にすくすく発達相談(各施設年3回づつ)、小学校、中学校を対象に巡回相談(小中学校年6回づつ)を行い、専門家からの助言を受けることで、必要な支援につなげる。
(3)特別支援教育の充実	特別支援教育の充実	芦屋町特別支援教育連携協議会により関係各所との情報共有を図るとともに、継続した支援がなされるよう連携強化を図ります。	学校教育課	・芦屋町特別支援連絡協議会を開催することで、関係各所との情報共有を図るとともに、継続した支援がなされるよう連携強化を図る。 2回/年
		「あしやすくすくファイル」の活用や個別の指導計画、教育支援計画により適切な指導及び必要な支援を行います。	学校教育課	・関係機関と連携して、「あしやすくすくファイル」の内容や活用方法の見直しを行う。 ・就学児健診の際に「あしやすくすくファイル」を活用し、学校教員と就学児及び保護者の面談を行う。その中で、子どもの気になる点などを確認し、早期支援につなげる。 ・各学校において、個別の指導計画・教育支援計画の更新を行う。

4-2:障がいのある児童の療育支援

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R6計画
(1)療育の支援	相談体制の充実	関係機関との連携による情報交換・情報共有を行い、療育支援が必要な乳幼児の早期発見を図り、必要な支援へつなげます。	健康・子ども課	・関係機関と連携して、情報交換・情報共有を行い、早期に必要な支援へつなげる。
		ほほえみ相談(ことばや発達の相談)を実施し、支援を必要とする幼児の早期発見を行うとともに、ほほえみ教室(親子発達教室)への参加を促進し、発達障がいの早期発見・早期支援に取り組めます。	健康・子ども課	・乳幼児健診等を通じてほほえみ相談についての情報提供を徹底し、ことばや発達について相談しやすい体制をとる。 ・ほほえみ相談の相談者のうち支援が必要とされた児に対しては、ほほえみ教室への参加を促す。 ・ほほえみ教室参加者については、適宜評価を行い、必要な人には適切な時期に児童発達支援などの療育につなげる。
	療育支援	町内の私立保育所が障がい児保育を実施するために必要な保育士の加配等を支援します。	子育て支援課	・町内の私立保育所が障がい児保育を実施するために必要な保育士の加配に対し、補助金の交付を行う。
		保育所、幼稚園対象のすくすく発達相談、小・中学校対象の巡回相談を行い、専門家からの助言を受けることで、必要な支援につなげます。	学校教育課	・保育園、幼稚園を対象にすくすく発達相談(各施設年3回づつ)、小学校、中学校を対象に巡回相談(小中学校年6回づつ)を行い、専門家からの助言を受けることで、必要な支援につなげる。

芦屋町障害者計画【R6】計画表

◆基本方針5:安全・安心に暮らせる社会

5-1:安全・安心な暮らしの実現

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R6計画
(1) 防災対策の推進	緊急時の避難行動等の支援体制の充実	災害時に避難支援が必要な避難行動要支援者名簿及び個別計画の策定を支援するとともに、避難行動要支援者管理システムを活用し、支援体制の充実を図ります。	総務課 高年齢者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 個別避難計画の作成支援にあたり、福祉課と協議し、特に配慮が必要な優先度が高い方を把握する。そのうえで、自治区や地縁団体、民生委員、福祉事業所などの関係者と情報を共有し、個別避難計画の作成支援を進める。 避難行動要支援者名簿を更新するとともに、名簿の取扱い、活用に関して関係者への周知を行う。 広報あしやで避難行動要支援者名簿および個別計画の策定に向けた周知を行う。 避難行動要支援者管理システムを活用し、名簿の管理運用を円滑にする。
		町内の障害福祉サービス事業所との連携により、災害時の福祉避難所の開設や要支援者の支援等の行動マニュアルに基づいた図上訓練を実施します。	生障 福活が 祉支 課援者 係	<ul style="list-style-type: none"> 町内の障がい福祉サービス事業所との連携を継続していく。 災害時の行動マニュアルに基づいた図上訓練を実施する。
		防災士の育成等により、自主防災組織等による地域防災活動の強化を図ります。	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得に係る費用(受験料、教本代、認証登録料)を町が負担する防災士育成事業を案内し、町内、地域での防災士定着を図る。また、防災士登録者の勉強会などを開催する。
		ハザードマップの周知・活用により、住民の防災意識向上を図ります。	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座等の際にハザードマップを活用し、自宅周辺や地域の危険箇所及び避難時の場所などの周知に努める。 転入者にハザードマップを配布する際、自宅周辺の状況などを説明したうえで渡す。
	多様な情報手による 情報発信・通報 の仕組みづくり	戸別受信機を用いて、災害時の情報を各戸で受信できるよう配信するとともに、県の「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、緊急速報メール、各種防災情報手段を周知し、住民が災害時の情報をいつでもどこでも受信できる環境を整備します。	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 戸別受信機の設置、取扱いに関して、適時適切に広報あしやなどで住民周知を行い、災害情報、緊急情報が住民に確実に届くよう引き続き環境整備を図る。 県の開発したスマートフォンアプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」をはじめとした各種防災情報伝達手段を適時適切に周知する。
(2) 安心・安全な生活基盤の整備	外出・移動支援	体育施設やレジャープール等の利用料の障がい者割引を継続するとともに、割引制度の周知を行います。	産商 業工 観光 課	<ul style="list-style-type: none"> レジャープールの割引を実施するとともに、観光協会ホームページ及び福祉のしおりで周知する。
		「芦屋町地域公共交通計画」に基づき、タウンバス、巡回バスの運行やルートの見直し等を行い、障がいのある人の外出や移動を支援します。	環境 交通 住宅 課	<ul style="list-style-type: none"> タウンバス、巡回バス利用者へのアンケート調査を行い、必要な停車箇所、ルートの把握を行う。
	道路・公共施設の推進	障がいのある人の安全な通行を確保するため、歩行困難な歩道について、必要に応じてバリアフリー化や点字ブロックの設置を検討するとともに、県道などについては県へ働きかけます。	都市 土木 課	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度は歩道が設置してある路線の整備は実施しないため、バリアフリー化や点字ブロックを設置する計画は無い。また、福岡県が管理する国道・県道については、周辺環境の変化や多様な利用者の視点を考慮し、通行に支障をきたす恐れがある場合は、歩行空間の整備を福岡県へ働きかける。
		新設や既存施設の改修に合わせて、計画的に公共施設のバリアフリー化を進めます。	都市 建設 整備 課	<ul style="list-style-type: none"> 下記の予定工事、設計にバリアフリー化を検討する。 緑ヶ丘団地9棟エレベーター設置工事 施設の現状を把握し、公共施設等の新設・改修の際は、バリアフリー化を進めます。
住宅バリアフリー化	町営住宅においては、「芦屋町町営住宅等長寿命化計画」に基づく改善や整備を行います。	環境 住宅 課	<ul style="list-style-type: none"> 現段階でバリアフリー化の事業計画は予定していない。 緑ヶ丘団地9棟のエレベーター設置を行う。 	
	一般住宅においては、障がいのある人の状況に応じた住環境の整備として、地域生活支援事業により住宅改修を支援します。	障生 福が 活 祉 支 課 援 係	<ul style="list-style-type: none"> サービスガイドや福祉のしおり等による周知を継続して行う。 地域生活支援事業等、相談に応じ必要な支援を相談支援員や民生委員・児童委員へ周知する。 	